募

(の情報

メンタルヘルス講座



~自分らしく生きるための心理学~

日々の生活の中で感じる喜びや怒 り、不安などは"こころ"があるから。 なぜ、このような感情があるのか、 それによって生じる影響や必要以上 にストレスを感じないための方法を 学びます。

■日時

3月8日(月) 午後5時30分~7時

■場所 市役所

■講師

藤田京子氏(ウエルネスメンタル ヘルス研究所代表、保健医療学博士)

- ■対象者 働く障がい者やご家族、 事業所職員、その他ご興味のある方
- **■定員** 40名(先着順)
- **■申込期限** 3月1日(月)
- ■申し込み・問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター **☎** ⋅ **☎** (37)9970

就学援助費の受給申請

就学援助制度とは、経済的な 理由で就学困難な児童や生徒の 保護者に、学用品費の一部や給 食費などを援助する制度です。

援助費は7月、12月、2月に、 学校を通じて支給されます。

新規の申請は随時、受け付け ています。

また、現在、認定を受けてい る方で、来年度以降も引き続き 援助を希望する方や、入学準備 金の申請をされた方も、改めて 申請が必要になります。

申請方法など、詳しくは学校 教育課にご相談ください。

※4月からの認定を希望する方 は3月15日(月)までに申請してく ださい。

■対象者 生活保護を受けてい る方、またはそれに準ずる程度 に生活が困窮している方

■認定期間

4月1日~3月31日(1年間)

■問い合わせ先

学校教育課 ☎(32)8918

食物アレルギー疾患生活管理指導表の作成費用の助成

園児・児童・生徒等の食物アレルギー対応に必要なアレルギー 疾患生活管理指導表の作成費用を助成し、保護者の負担軽減と 園児・児童・生徒の健全な生活の支援を図ります。

医療機関にお持ちいただく書類があるほか、市が指定する医 療機関で受診していただく必要がありますので、通われている 保育園や学校等にお問い合わせください。

- ■対象者 ①と②に該当する方
- ①食物アレルギーを有し、保育園・幼稚園・学校等での生活で 特別な配慮や管理が必要な方
- ②次のいずれかに該当する方
- 市内に住所を有し、市内または市外の保育園・幼稚園・認定 こども

 園等に

 在籍している

 方、または

 入園が内定した

 方
- 市内の小中学校に在籍している方、または入学を予定してい る方
- ■助成回数 1年度につき1回
- **■助成額** 上限2,000円
- ■問い合わせ先

保育園や幼稚園等に通っている方 こども福祉課 ☎(32)8903

小中学校に通っている方 学校教育課 **2**(32)8918





春は引っ越しの季節 転出の届出は郵送が便利です

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

3月から4月にかけては、就職 や進学、転勤などで住所異動な どの手続きを行う方が多く、市 民課窓口が大変混雑することが 予想されます。受付までに長時 間お待ちいただく場合もありま すので、時間に余裕をもってお 越しください。

転出届は郵送で手続き可能

郵送での転出の手続きには、 通常の転出届、または顔写真付 きマイナンバーカードを使用す る特例転出届の2つの方法があ ります。転出届の申請書は市 ホームページから取得していた だけます。

https://www.city.shimotsu ke.lg.jp/0850/info-0000002 382-0.html

■必要書類

共通

- 必要事項を記入した転出届
- 印鑑登録証または国民健康保 険証(お持ちの方)
- 医療受給者証(お持ちの方)

通常の転出届の場合

- 本人確認書類のコピー(免許 証や保険証など)
- 返信用封筒(切手を貼り、宛 先を記載したもの)

※転出証明書は、転出前または 転出後の住所にのみ送付可能で す。受付をしてから1週間程度 で郵送します。

特例転出届の場合

マイナンバーカードの表面の コピー

※転出手続き完了後に電話でご 連絡します。転出予定日から 14日以内に転入手続きをして ください。

※転入手続きの際には、マイナ ンバーカードに設定した暗証番 号(数字4桁)が必要です。

※特例転出届をした場合、土日・ 祝日の転入手続きはできません。 ご注意ください。

■送付先

〒329-0492 笹原26 下野市役所 市民課